

パッケージ型インフラ海外展開の推進
 (日本がベトナム原子力発電所建設の協力パートナーに)

【概要】

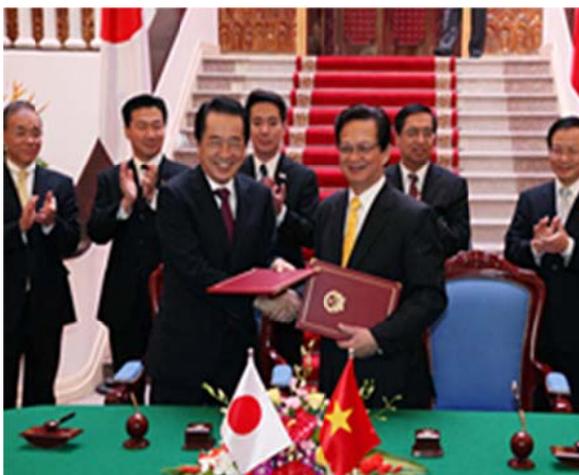
- 2010年10月31日、ハノイで菅総理とズン首相が会談。会談後、「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップを包括的に推進するための日越共同声明」発表。
- ズン首相は、原子力の平和利用分野における我が国のベトナムに対する継続的な支援を高く評価し、ベトナム政府がニントゥアン省の原子力発電所第2サイトにおける2基の建設の協力パートナーに日本を選ぶことを決定。

【アウトカム】

- 原子力技術、資機材や我が国の原子力システムの輸出を通じて、長期にわたり我が国に利益がもたらされるとともに、我が国の原子力産業の競争力維持・強化、世界の原子力安全、平和利用への貢献、我が国の原子力発電基盤の維持・強化等の効果が期待される。

【今後の取組】

- 今後、商業運転開始に向けて、日本原子力発電（株）が、ベトナム電力公社と共同してフィージビリティ・スタディを行うと共に、国際原子力開発（株）が、ベトナム電力公社と原子力発電所の建設、運転、保守等に関する具体的な検討を加速化するため、関係機関間で協議を行う予定。



日越共同声明 調印式
 (2010年10月31日)



ベトナムの原子力発電所建設予定地

法人実効税率の引下げ

【概要】

- 平成23年度税制改正大綱（2010年12月閣議決定）において、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大する必要から、新成長戦略の一環として、課税ベースの拡大等と併せて、法人実効税率を5%引き下げることとされた。

【アウトカム】

- 法人実効税率の引下げにより、我が国企業が国内の投資拡大や雇用創出に積極的に取り組み、これらが相まってデフレからの早期脱却につながる事が期待される。

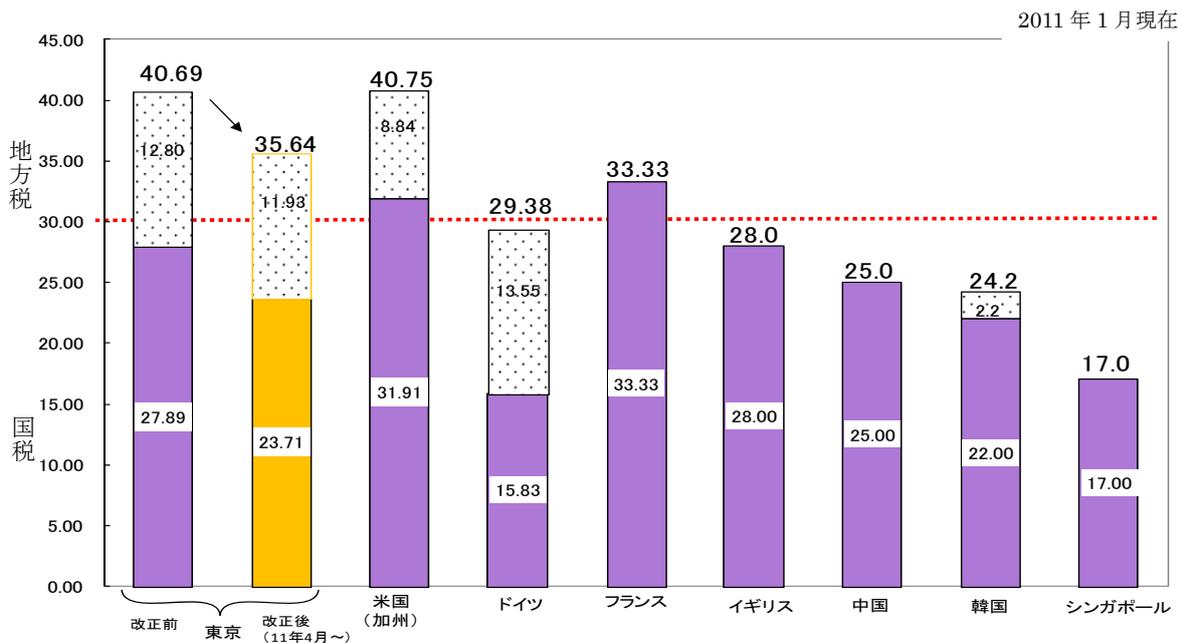
【今後の取組】

- 2011年度からの実施が予定されている。

●法人実効税率を5%引き下げます。



※東京都の場合



(注) 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。

アジア本社と R&D 拠点の立地促進制度の導入、
「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」の策定

【概要】

- グローバル企業の研究開発拠点や地域統括拠点の我が国への呼び込みを推進するため、認定を受けたグローバル企業に対し、課税の特例や特許料の特例等の支援措置を講ずる。また、立地補助金、運用面での在留資格の審査迅速化等のインセンティブ措置を講じ、また、中長期的視点に立った総合的なプログラムを取りまとめる予定。

【アウトカム】

- 課税の特例や特許料の特例等のインセンティブ措置により、年間 30 社程度のグローバル企業の呼び込みを実現する。
- 対日直接投資の加速化を図り、2020年までに外資企業による雇用倍増等（75万人から200万人）を目指す。

【今後の取組】

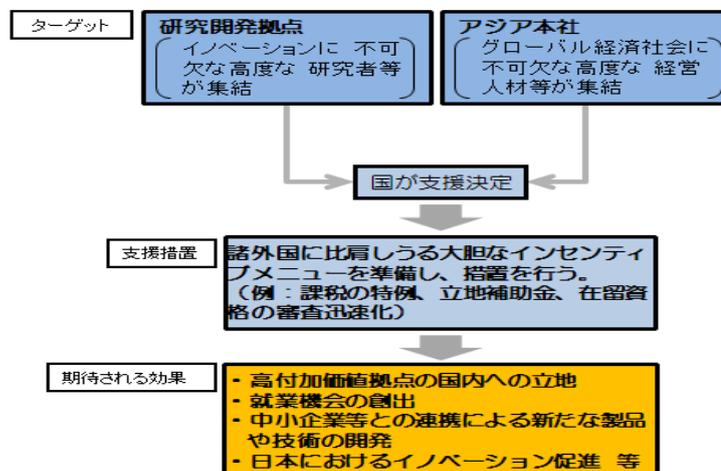
＜アジア拠点化の促進＞

- 認定企業に対し課税の特例、特許料の減免等を措置するアジア拠点化推進法案を通常国会に提出。
- 平成 22 年度補正予算・平成 23 年度当初予算を着実に執行し、グローバル企業の国内立地を促進。

＜アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム＞

- 「日本国内投資促進プログラム」の策定を踏まえ、中長期的視点に立ったヒト・モノ・カネの流れの円滑化に資する事業環境の整備のための総合的なプログラム（「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」）を 2011 年夏を目途にとりまとめる。

（アジア拠点化推進のためのスキーム）



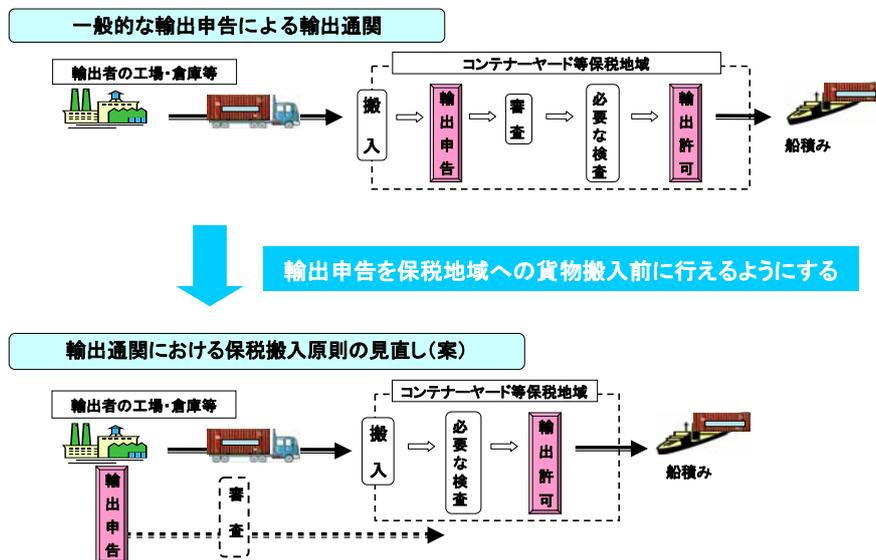
輸出通関における保税搬入原則の見直し

【概要】

■ 輸出通関における保税搬入原則の見直し

保税地域等に貨物を搬入した後にすることとされている輸出申告を、貿易円滑化のため、適正通関を確保しつつ、保税地域等への貨物搬入前に行えることとする。

＜輸出通関における保税搬入原則の見直しの概要＞



【アウトカム】

- 輸出申告を保税地域等への貨物搬入前に行うことが可能となることで、輸出に係る所要時間の短縮等により、物流の円滑化につながることを期待される。

【今後の取組】

- 関税法改正案を平成 23 年通常国会に提出。

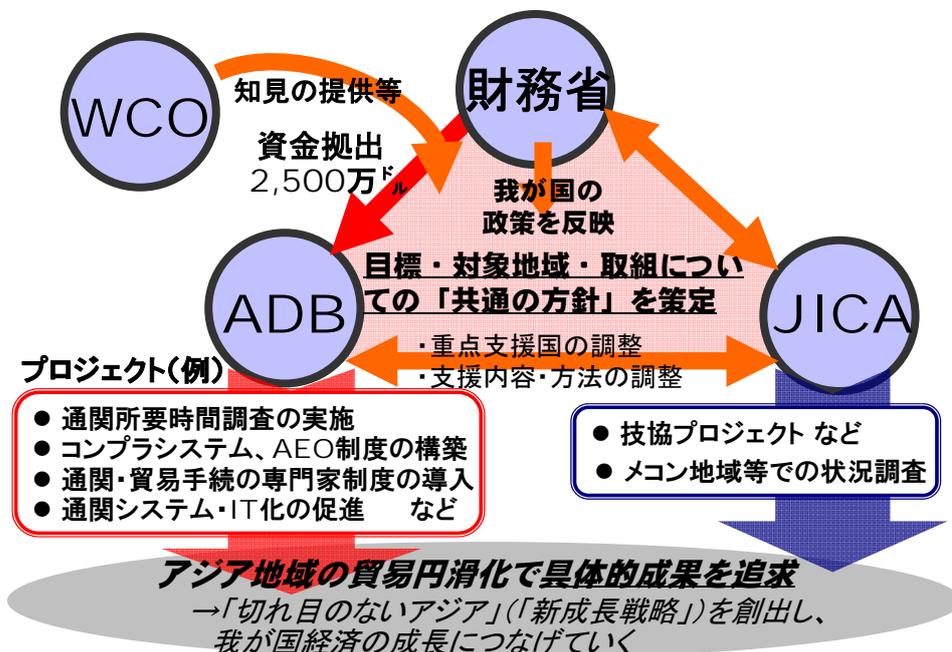
アジア地域における貿易円滑化の推進

【概要】

■ アジア地域における貿易円滑化の推進

我が国と経済関係の深いアジア地域における貿易円滑化の取組を強化するため、アジア開発銀行（ADB）を通じた支援を新たに実施する。（5年間で最大2,500万ドル規模）

＜アジアにおける貿易円滑化の概要＞



【アウトカム】

- アジア地域を中心に活動を展開する我が国企業の貿易ビジネス環境の改善に貢献するとともに、我が国の税関制度と調和した制度の導入等を通じて、我が国企業の国際競争力の強化と我が国経済の成長力強化につながることが期待される。

【今後の取組】

■ アジア地域における貿易円滑化の推進

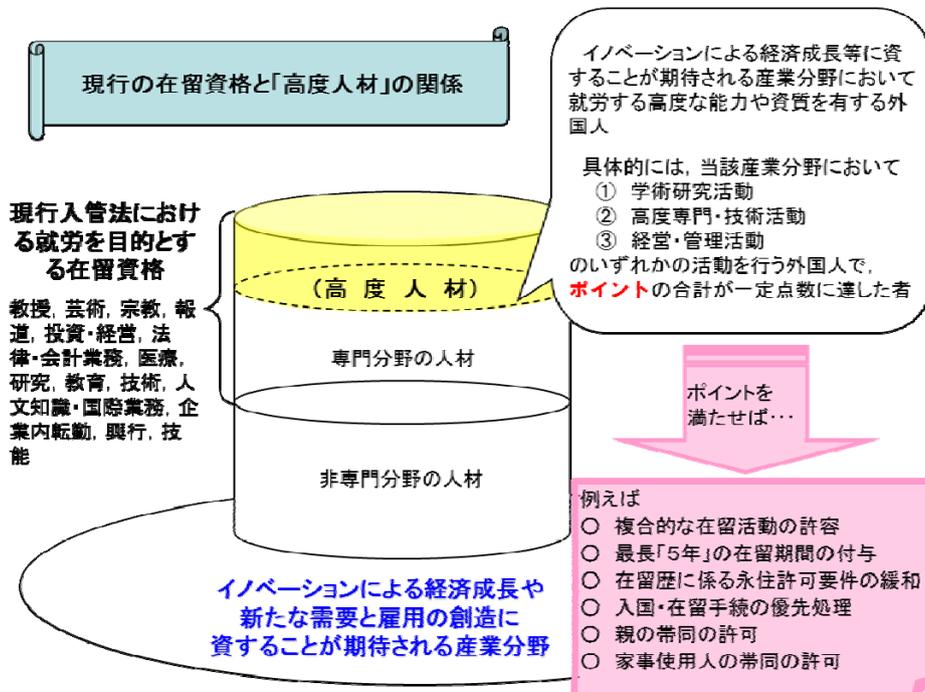
ADBに加え、国際協力機構（JICA）や世界税関機構（WCO）とも連携しつつ、域内連結性強化を目指すASEANを中心とするアジア諸国との政策協議を行いながら、貿易円滑化に資するプロジェクト等を実施し、「切れ目ないアジア市場」の創出に貢献する。

ポイント制による高度人材の優遇制度の導入

高度人材に対するポイント制による優遇制度の基本的枠組み（法務省案）

【概要】

- 現行の外国人受入れの範囲内で、イノベーションによる経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される産業分野において就労する高度な能力や資質を有する外国人（＝高度人材）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入。



【アウトカム】

- ポイントの合計が一定点数に達した高度人材に出入国管理上の優遇措置を与えることにより、イノベーションによる経済成長等への貢献が期待される高度人材の我が国への受入れ促進を図る。

【今後の取組】

- ポイント制を活用した対象者の認定の仕組みや、入国・在留手続の簡素化・優先処理、永住許可要件の緩和といった優遇措置の内容を含め、制度の基本的枠組みについて2011年3月末までに結論を得、制度の導入に向けて準備。

グローバル人材育成に向けた大学間交流・学生交流の推進

【概要】

- アジア・米国等との協働の教育プログラムの実施や、学生の双方向交流の推進等を通じ、産業界等との連携の下、グローバルに活躍できる人材を育成。
- ・「キャンパス・アジア」構想の実現に向け、第2回日中韓大学間交流・連携推進会議を開催し、単位互換や成績評価等に関するガイドラインについて大筋合意するとともに、パイロットプログラムの平成23年の早期開始に合意。
- ・外国人学生の渡日前、入学後、卒業、就職といった入口から出口までを総合的に捉えた日本語教育の必要性等、行うべき施策の方向性について「留学生の日本語教育に関する懇談会」取りまとめ（平成22年9月16日）において提言。



第2回日中韓大学間交流・連携推進会議
（平成22年12月、中国・北京）

【今後の取組】

- 「キャンパス・アジア」構想の実現に向け、3か国間のガイドラインを策定するとともに、パイロットプログラムを平成23年の出来る限り早期に開始。また、日中韓でのこれまでの成果を共有し、アジア地域における質保証を伴った大学間交流の推進について議論するため「東アジア高等教育質保証国際シンポジウム」を平成23年3月に実施。
- 「キャンパス・アジア」中核拠点支援や、米国大学等との協働教育創成支援を行う「大学の世界展開力強化事業」（事業規模22億円、26件）、質の高い外国人学生の受入れ、日本人学生の海外で切磋琢磨する機会の拡大など「学生の双方向交流」（事業規模342億円）を平成23年度に実施。日中韓・アジアにおける交流枠組み形成や、長期留学等への呼び水としてのショートビジット等支援（受入れ・派遣、新規各7,000人）を通じ、交流人口の飛躍的拡大を目指す。
- 大学のグローバル化のために必要な方策の議論に向け設置した「産学連携によるグローバル人材育成推進会議」において、産業界と連携した取組を検討。
- 大学等における派遣留学生数については、現状をより詳細に把握できるよう調査方法を検討。

【アウトカム】

- ・大学同士の交流枠組みの整備や、より参加しやすいショートビジット等への支援により大学段階での国際交流が行われやすくなり、大学の国際化とともに学生時代にグローバル経験を有する学生が増える。

専修学校における留学生の受入れ促進

【概要】

- 経済のグローバル化と人材の国際競争が激化する中であって、専修学校教育の振興の観点からも、我が国における専修学校への留学生を積極的に受入れるための環境整備が必要。

【対応1】専修学校における留学生受入れ枠の弾力化

- 各専修学校における留学生の受入れ枠について、「総入学定員の2分の1まで」として一律に上限を定めている現行基準を見直し、「管理体制に応じた受入れ」としての考え方を基本に、基準の弾力化を図る通知を発出。（2010年9月）
 - ※ 留学生管理等の能力がある専修学校であれば、総入学定員の2分の1を超えて留学生を受入れることを可能とした。
- 留学生の積極的な受入れ推進に伴い、不法残留等の問題が深刻化することのないよう、所轄庁による専修学校への適切な指導の実施に向けて、留学生管理等における留意事項を周知。
 - ※ 入学者の募集・選抜、留学期間中の管理、卒業時の指導等において留意すべき事項について示した。

【対応2】「専修学校留学生総合支援プラン」の実施による就職・生活支援

- 専修学校留学生は、地域社会への定着や日本国内での就職が困難であるという実情を踏まえ、地域における様々な分野の専修学校が協力し、地域産業界、自治体等とも連携しつつ、留学生の就職・生活支援の取組を総合的に推進するための体制を整備

【内容】

- ◆ 就職・生活のための広域拠点の整備〔相談窓口の開設、アドバイザーの配置など〕
- ◆ 地域での生活や就職活動に役立つ情報提供のための環境整備〔ネットワークの構築など〕
- ◆ 日本国内で就職する際に求められる能力（日本語、ビジネススキル等）の習得に資する学習機会の整備〔教材開発など〕
- ◆ 企業等におけるインターンシップの受入れの促進のための枠組みづくり

【アウトカム】

専修学校における留学生受入れの拡大

2020年までに実現すべき成果目標として、「留学生30万人計画」の達成を目標とし、**専修学校においても留学生の受入れの大幅増加（現状：約2万8千人→6万人）**を目指すとともに、これからの留学生が我が国の企業等に就職し、その能力を発揮するための環境を整備して、外国人専門技術者等の活用による我が国の産業の成長・発展に寄与する。

【参考】専門学校における留学生受入れ状況

- ◇留学生数 約2万8000人 [平成21年]
- ◇主な出身国 中国、韓国、台湾など

【今後の取組】

- 専修学校教育の魅力向上と国際的信頼の確保のため、企業等と連携した教育プログラム充実、教育の質向上に向けた組織体制の整備や、教育活動の評価の仕組みの整備、適切な情報公開の推進等の取組を引き続き行う。

アジア諸国等における日本語教育の拡充

【目的】

- 少子高齢化が進む中で、日本語能力を持つ優秀な外国人労働力の確保
- インドネシア・フィリピンとの経済連携協定（EPA）の安定的な運用
- 日米同盟深化の三本柱の一つである文化・人材交流を一層強化

【経緯】

- 10月14日、日・インドネシア閣僚級経済協議において、看護師・介護福祉士候補者の受入れ制度について、訪日前日本語研修を充実させる必要性について意見の一致。
- 同月29日、日比首脳会談において、菅総理から、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者に対する訪日前日本語研修を検討している旨説明した上でフィリピン側の協力を依頼し、アキノ大統領が同意。
- 11月より、「包括的経済連携に関する基本方針」（11月9日閣議決定）に基づき、国家戦略大臣の下に設置された「人の移動検討グループ」（副大臣級）において、本件候補者受入れ制度の改善策について議論（来年6月までに基本的な方針を決定）。
- 11月13日、日米首脳会談の際に、文化・人材交流を含む三本柱を中心に日米関係を深化・発展させていくことに同意。会談終了後、日本側から日米交流強化に関するファクトシートを发出。

【今後の取組】

- 平成23年度に実施予定事業の内容の調整（EPAに基づくインドネシア・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日前日本語研修については、2011年夏から秋にかけて開始すべく、相手国政府との調整を継続予定）。
- 上記ファクトシートに基づき、2011年度に約20名の若手日本語教員を派遣し、一般市民向けの初級から中級までの体系的な日本語講座を開設・運営するとともに、日本国内の大学・大学院にて日本語教育を専攻する学生を米国の日本語教育機関にインターンとして派遣予定。

【アウトカム】

- 優秀な外国人労働力の確保（経済成長に貢献）、海外進出日系企業の優秀な現地社員の確保
- インドネシア・フィリピンとの経済連携協定（EPA）の円滑な実施、我が国患者・施設利用者へのサービス向上、バイリンガル看護師・介護福祉士人材育成等
- 日米同盟を支える三本柱の強化による右同盟関係の深化



炎

知的財産の積極的な取得・活用

【概要】

- 我が国の潜在力を発揮させ、国際競争力を強化するため、知的財産の積極的な取得・活用を進める。

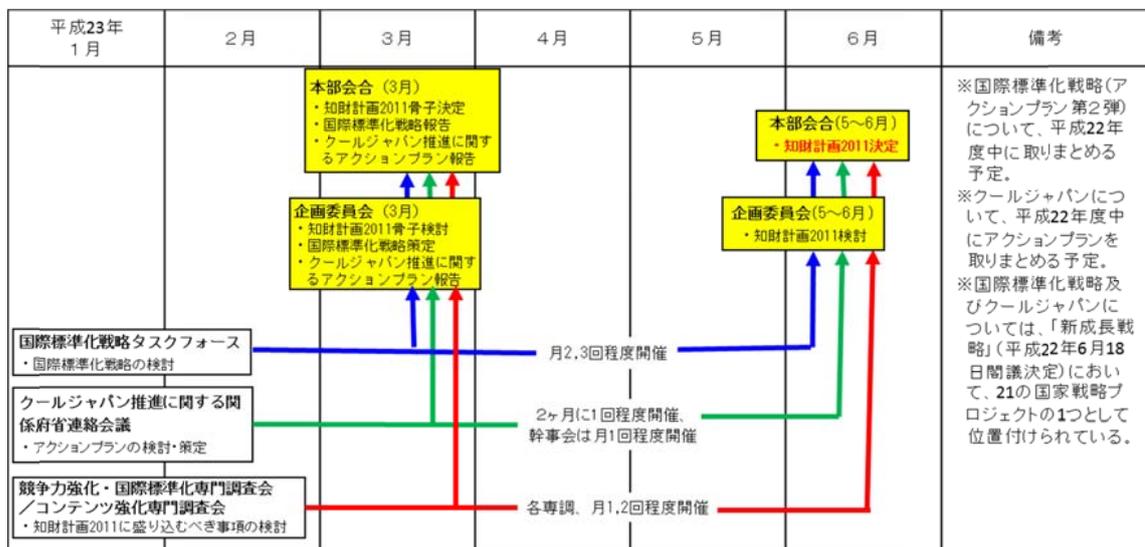
【アウトカム(※)】

- 経済産業省の産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会における検討を踏まえ、平成 23 年の通常国会提出を目指し、料金減免制度を含む特許料金の見直し及び通常実施権の登録対抗制度の見直しに係る特許法の改正法案を検討中。
- 経済産業省と法務省が共同して立ち上げた「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」の検討を踏まえ、平成 23 年の通常国会提出を目指し、営業秘密の保護強化に係る不正競争防止法の改正法案を検討中。

(参考)

○ 「知的財産推進計画 2011」の策定スケジュール

平成 22 年 10 月の知財本部会合で「知的財産推進計画 2011」策定に向けてキックオフ。
平成 23 年 5、6 月頃の本部会合で「知的財産推進計画 2011」を決定。



※ 平成 23 年 1 月 25 日時点

特定戦略分野の国際標準獲得に向けたロードマップの策定

【概要】

- 今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する7分野を国際標準化特定戦略分野として選定し、国際標準化戦略を策定。

【アウトカム】

- 平成22年10月に、国際標準化戦略の検討加速に関する総理指示を受け、中間集中討議を経て「アクションプラン第1弾」を取りまとめた。
- 最終的な「国際標準化戦略」（アクションプラン第2弾）を平成22年度末までに策定。
- 今後、国際標準化への戦略的対応（国際標準獲得や知的財産権の獲得・活用等）を通じ、7分野の競争力強化が図られる。

【今後の取組】

- 各分野において、担当府省と関係民間企業が連携して戦略を実施。状況変化や効果をフォローアップし、適宜、戦略を修正。

○ 国際標準化特定戦略分野

1	先端医療 【責任府省】内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
2	水 【責任府省】厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
3	次世代自動車 【責任府省】経済産業省、国土交通省
4	鉄道 【責任府省】経済産業省、国土交通省
5	エネルギーマネジメント 【責任府省】総務省、経済産業省
6	コンテンツメディア 【責任府省】総務省、経済産業省
7	ロボット 【責任府省】厚生労働省、経済産業省

クールジャパン戦略の推進

【概要】

- 我が国のファッション、コンテンツ、デザイン、食、伝統・文化・観光、音楽などの「クールジャパン」は、その潜在力が成長に結びついておらず、今後、これらのソフトパワーを活用し、その魅力と一体となった製品・サービスを提供。

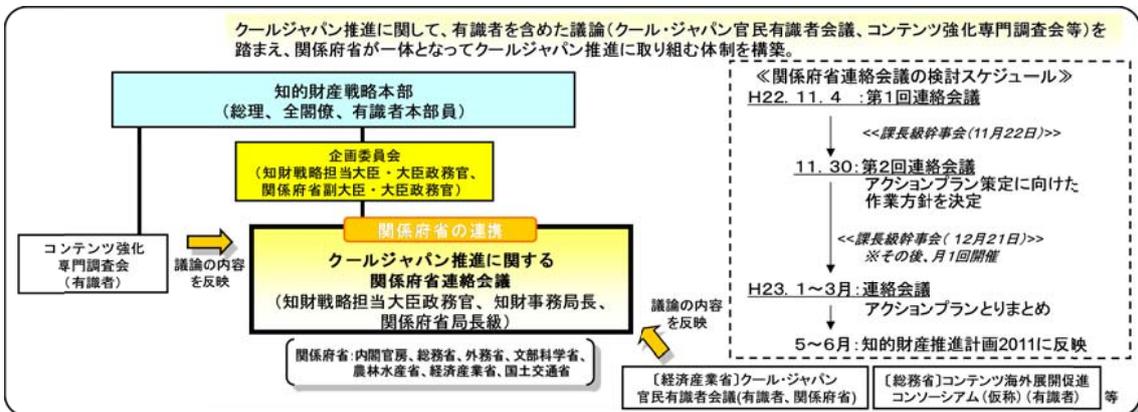
【アウトカム(※)】

- 平成 22 年 10 月の知財本部企画委員会で、「クールジャパン推進に関する関係府省連絡会議」（議長：和田大臣政務官、メンバー：局長級）設置を決定。11 月に連絡会議を立ち上げ、具体的検討を開始。平成 22 年度末までに「アクションプラン」を策定。今後、クールジャパンとして世界に評価される魅力ある製品・サービスの提供が促進される。
- 平成 22 年 11 月、経済産業省がクール・ジャパン官民有識者会議を立ち上げ、具体的検討を開始。
- 平成 22 年 10 月の東京会合において、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」[ACTA（アクタ）]について大筋合意し、12 月に条約案文を確定。
- 関係府省において、アクセスコントロール回避規制の強化に向けた制度改革案に関する検討を踏まえ、平成 23 年の通常国会提出を目指し、改正法案を検討中。

【今後の取組(※)】

- ダボス会議（平成 23 年 1 月）等において、関係府省が連携しクールジャパンを発信するとともに、上記アクションプランに基づき、海外発信等の具体的な実績の積み上げや次年度予算を要求。
- ACTA の国内手続等を進める。

○クールジャパン推進に関する政府の推進体制



「包括的経済連携に関する基本方針」の策定と 経済連携の加速・国内制度改革の一体的推進

【概要】

- 「国を開き」、「未来を拓く」ため、これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進めることとした「包括的経済連携に関する基本方針」を策定。
- 今後、同方針に基づき高いレベルの経済連携を進めると同時に、そのために必要となる競争力強化等の抜本的国内改革を先行的に実施する。

【アウトカム】

- 2010年11月6日に「包括的経済連携に関する閣僚委員会」において「基本方針」に合意、同9日に閣議決定。
- 11月13日・14日のAPEC首脳会議においては、上「基本方針」を受けて「FTAAPは現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより包括的な自由貿易協定として追求されるべきであり、その実現に向けた具体的な措置を取っていく。」との合意を議長としてとりまとめ。
- 10月の日印首脳会談において、日印EPAの交渉完了に関する共同宣言に署名。
- 11月の日ペルー首脳会談において、日ペルーEPAの交渉完了に関する共同声明に署名。



包括的経済連携に関する閣僚委員会であいさつする菅総理



APEC首脳宣言発表で演説を行う菅総理

【今後の取組】

- 世界の主要貿易国との間で高いレベルの経済連携を推進。
- 農業分野に関し、「食と農林漁業の再生推進本部」において、6月めどに基本方針を決定、中長期的な視点を踏まえた行動計画を10月めどに策定。
- 人の移動分野に関し、「人の移動に関する検討グループ」において、6月までに基本的な方針を策定。
- 規制制度改革分野に関し、行政刷新会議規制・制度改革分科会の下で、3月までに具体的方針を決定。

E P A（経済連携協定）に基づく 看護師・介護福祉士候補者の受け入れ

【概要】

- E P Aに基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れを確かなものとしていくことを通じ、我が国の病院・介護施設において就労する外国人が増え、医療・介護の技術や知識を海外に広めることにより、看護・介護のサービスの質・量が充実し、潜在的な看護・介護サービス需要が喚起されることが期待される。

【アウトカム】

- 厚生労働省は昨年8月、「看護師国家試験における用語に関する有識者検討チーム」とりまとめた公表。右に基づき看護師試験の用語に関する見直し等を行い、本年2月の国家試験実施予定。
- また昨年10月には、平成22年度介護福祉士国家試験につき、介護福祉士国家試験委員会での検討の結果、E P Aに基づく外国人介護福祉士候補者に配慮し、難しい用語を一部見直し分かりやすい表現にしていくことを決定。
- 外務省は、インドネシア及びフィリピンにおいてE P Aに基づく看護師・介護福祉士候補者に対する訪日前の日本語教育を実施するため、新規予算を政府案に盛り込み、また既存予算を活用。
- 11月15日、「包括的経済連携に関する基本方針」の閣議決定（11月9日）を受け、「人の移動に関する検討グループ」を設置。新成長戦略工程表にある「看護師・介護福祉士試験の在り方」及び「受験機会の拡大」を含め、議論・検討を開始。



【今後の取組】

- 人の移動分野に関し、「人の移動に関する検討グループ」において、6月までに基本的な方針を策定。

「総合特区制度」の創設

【概要】

- 国際戦略総合特区・地域活性化総合特区の2つのパターンの「総合特区」により、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。
- 規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施。

【経緯】

- 2010年6月 新成長戦略において、「総合特区制度」の創設を「21の国家戦略プロジェクト」として位置付け
- 7月 総合特区制度に関する提案募集を実施（～9月）
- 10月 新成長戦略実現会議において、「総合特区制度」についての取組を加速するよう総理より指示
- 11月 新成長戦略実現会議の下に「総合特区、「環境未来都市」構想に関する会議」を設置
- 12月 総合特区制度のための税制措置の創設を盛り込んだ平成23年度税制改正大綱を閣議決定
総合特区推進調整費及び総合特区支援利子補給金を盛り込んだ平成23年度予算政府案を閣議決定

【今後の動き】

- 「国際戦略総合特区」・「地域活性化総合特区」の創設等を内容とする「総合特別区域法案（仮称）」を第177回通常国会に提出。
- 法案成立後早期に基本方針の策定、総合特別区域の募集・指定を実施。

「総合特区制度」の創設

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」（H22.6.18閣議決定）

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。

新成長戦略の「21の国家戦略プロジェクト」として総合特区制度の創設を位置付け

規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施

2つのパターンの「総合特区」により、
拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る

